

一般名処方の実施について



とくしま医療センター東病院では、一部のお薬に対して、**一般名処方を実施しております。**

一般名処方とは、医師がお薬の商品名を指定せず、一般的な名称(有効成分の名称)で処方することを指します。これにより、**先発医薬品、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の区分なく**、有効性、効能効果が同一のお薬であれば**自由にお薬を選んでいただけます。**

そのため保険薬局にて、お薬の選択について患者さんがご自身の希望を確認される場合があります。

＜一般名処方例＞

例) 処方箋の記載：【般】カンデサルタン錠 4 mg

薬局で選択可能なお薬：

(先発医薬品) ブロプレス錠4mg

(後発医薬品) カンデルサルタン錠4mg「あすか」
カンデルサルタン錠4mg「ツルハラ」
カンデルサルタン錠4mg「DSEP」等



- ・後発医薬品は先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果をもつ医薬品のことです。
- ・後発医薬品は先発医薬品より安価にて自己負担の軽減になります。

○実際の処方の際には、医師より「一般名処方」の趣旨についてご説明いたします。

○ご不明な点等のご相談には、薬剤師が対応いたします。